け

U

539

20

6

まし 守ることの 場所 日時 通 問 一業部中 20 時

10

月

26

日

(金)

後

ょ

切

ざを

確 

認

分

開

場

2

S

校時

校

第

もどうぞご参 スタントマンによる交通安 安全運 安全教 ス 教室を開催し 事 開 故口 卜 催 0) V を スタン 再 転 室 1 を、 トと ま 現 交 加す。 す ŀ くださ 中呼 通 る ま 学 ば ル ス  $\forall$ 生を

問 生活 ます 7 優 で 準 i 合 せ きる ジや 用 で、 551 n ます 用がの 7 1 再 など、 見 聴 具 11 議 きた とし 牛 ま 出 会事 利 機 用 て給 情 です 用 対 が 務 者 象 必 報 局 者 一要と 付 検 庶 を は 索 受日な 性検

福生市まちづくりに資する

9月1日から30日までの間に厨子

寄附金(ふるさと納税)

は 版 デジ デ り 働 体 市 ので 1 方に 視覚 福生 夕 デ お IV 届 1 障害 ジ 声 音 いところの国 0) 者 方式 7 市  $\lambda$ I S Y 11 議 1 ・ます。 会だ の C 2

## は、 市 民ボラ ズボラン わ ティ

### 収納課からのお知らせ

#### ▼ 10 月の納税のお知らせ

は

体

育

館

 $\mathcal{O}$ 

開

催

まの

た

んめ、 三中

入場 学

は

でとな

n

ŧ

ず。

世のた | (庭) | (を) |

般

公開

は

ま

6

ら 合

課せ

安 域

> 安 n

心

ま

地

安全 全 あ

係

7

551

10月は市・都民税(第3期)、 国民健康保険税(第4期)、介護 保険料(第4期)、後期高齢者医 療保険料(第4期)の納期です。 納期限は10月31日例です。お忘 れのないようご納付ください。

口座振替は 10 月 31 日(水)の予定 です。※納期を過ぎると延滞金(年 14.6%) が課されます。

#### ▼差押財産のインターネット公売 にご参加ください

市では、市 税等の滞納処 分として差し 押さえた動産



ため、インターネットオークショ ン形式で公売を実施します。

【公売物件】軽4輪自動車ほか ※11月2日 金午後1時から、ヤ

フーオークション・インターネッ ト公売のホームページに公売物件 写真が掲載されます。

生を対

ケア

が

般

11 0

【公売への参加は】11月2日金 午後1時~16日 金午後11時ま でにヤフーオークション・イン ターネット公売のホームページ (http://koubai.auctions.yahoo. co. jp/tky\_fussa\_city) へ事前登 録が必要です。

【入札期間】11月26日(月)午後11 ~ 11 月 28 日/欧午後 11 時 ※市税等の納付状況によって公売 が中止になる場合もあります。

#### ▼インターネット公売合同下見会 を開催します

【日時】11月3日劔午前10時~ 午後4時(予定)

【場所】福生市役所1階ロビー 【参加自治体】福生市、青梅市、 あきる野市、羽村市、昭島市、瑞

【問合せ】収納課☎ 551・1578

# 王㈱様、河内泰彦様ほか匿名で4名の

#### ▼「社会保険料(国民年金保険料)控 除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、所得税及び住民 税の申告において全額が社会保険料控 除の対象となります。

平成24年1月1日から9月30日ま での間に国民年金保険料を納付された 方には、11月上旬に日本年金機構から 「社会保険料(国民年金保険料)控除証 明書」が送付されます。年末調整や確 定申告の際にはこの証明書と、平成24 年10月1日以降に納付された保険料の 領収書を添付してください。

また、平成24年10月1日から12月 31 日までの間に今年初めて国民年金保 険料を納付された方には、この証明書 が平成25年2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納 付された場合も、ご本人の社会保険料 控除に加えて申告することができます。 【問合せ】控除証明専用ダイヤル(平 成24年11月1日~平成25年3月15 日) ☎ 0570・070・117 (050 または 070

から始まる電話でおかけになる場合 は四 03・6700・1130)、青梅年金事務所 **☎** 0428•30•3410

#### ▼「扶養親族等申告書」は期限までに 提出しましょう

老齢や退職を支給事由とする老齢年 金などは、雑所得として所得税の課税 対象とされています(障害年金・遺族 年金は課税されません)。

課税対象となる受給者の方には、11 月上旬までに日本年金機構から「扶養 親族等申告書」が送付されますので、 期限までに必ず提出してください。

#### 「扶養親族等申告書」が送付される方・・・ ・年齢が65歳未満で年金額が108万円 以上の方

・年齢が 65 歳以上で年金額が 158 万円 以上の方

この申告により、平成25年分の年金 にかかる所得税の源泉徴収税額が決ま ります。提出を忘れると各種控除を受 けられない場合がありますのでご注意 ください。なお、年金以外に収入があ る方は確定申告が必要です。

【問合せ】 青梅年金事務所☎ 0428・30・3410

#### 平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率等について お知らせします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、自治体の財 政健全度を測る指標として、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実 質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標)を算定 しました。この算定結果により、健全化判断比率が早期健全化基準を 上回った場合は、財政状況が黄信号の状況、さらに財政再生基準を上 回った場合は、赤信号の状況にあると判断され、法律に基づき、財政 健全化計画または財政再生計画を策定し、自治体財政の健全化を図る こととなります。

また、公営企業(下水道事業)の経営の健全性に関する指標として、 資金不足比率を算定しました。資金不足比率が経営健全化基準を上回っ た場合は、経営状況が悪化していると判断されます。平成23年度決算 をもとに算定した福生市の比率は下表のとおりで、いずれも早期健全 化基準を下回りました。

【問合せ】財政課 551・1534

#### ▼福生市の健全化判断比率

区 分		平成23年度(平成22年度)	早期健全化基準 〔黄信号〕	財政再生基準 〔赤信号〕
実質赤字 比率	一般会計等の実質赤字 の標準財政規模※に対 する割合		13. 09%超 (13. 07%超)	20.00%超
連結実質赤字比率	すべての会計の実質赤字の標準財政規模※に 対する割合		18.09%超 (18.07%超)	30.00%超(35.00%超)
実質公債 費比率	一般会計等が負担する実 質的な公債費の標準財政 規模※に対する割合	2. 4% (2. 5%)	25.0%超	35.0%超
将来負担 比率	一般会計等が将来的に 負担すべき実質的な負 債の標準財政規模※に 対する割合		350.0%超	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため「一」 となります。将来負担比率の数値は算定されないため「一」となります。 ※標準財政規模とは、市税や地方交付税などの自由に使える収入を標準化し

たものです ( )内は平成22年度の数値です。

#### ▼福生市の資金不足比率

· 100 112 2-5					
	区分	平成 23 年度	経営健全化基準		
下水道事業会計	資金の不足額の事業の 規模に対する割合	_ (-)	20.00%超		

(注)資金不足額が生じないため「-」となります。

( )内は平成22年度の数値です。

#### 【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎551・1529 ※土・日・祝日を除く 相談内容 実施日 時間 人権身の上相談 7日(水) • 行政相談 登記相談 1日休 予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話 相続遺言等暮ら で秘書広報課広報広聴係へ。 13 日(火) しの手続き相談 午後1時30分 税務相談 22 日(木) ~4時30分 市役所1階 予約制、先着6人(1人30分) 2 日金)・14 日(水) 第1相談室 法律相談 ※相談日6日前から電話で 21 日(水)・28 日(水) 秘書広報課広報広聴係へ。 予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か前から電話て 15 日(木) 交通事故相談 秘書広報課広報広聴係へ 相談日以外は東京都都民の 声課器 03・5320・7733 へ 予約制、警視庁八王子少年 午前9時 センター☎042・679・1082へ 少年相談 16 日(金) 相談日当日は秘書広報課広 ~午後4時30分 報広聴係へ 市役所1階 介護福祉課介護保険係 毎週 午前9時 介護保険相談 火~金曜日 -午後4時 介護福祉課 **☎** 551 • 1764 家庭の相談 子ども冢庭支援 毎週 午前8時30分 センター(子ど 虐待に関すること。 子ども相談 月~土曜日 ~午後5時15分 も応援館1階) 🕿 539・2555 シティセールス推進課産業活 毎週 午前 10 時~正午 市役所第二棟 消費者相談 月·木曜日 2 階第 2 相談室 性化グループ☎ 551・1699 午後1時~4時 毎月第二・ 社会福祉協議会・成年後見 心配ごと相談 午後1時~3時 福祉センター 第四水曜日 センター福生☎ 552•5027 商工会☎ 551・2927 ※対象は 午前 10 時 商工会館 事業資金相談 8 日(木)

【そのほかの相談】市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、 児相談 (☎ 551·1511 市役所代表)、心の相談、成年後見制度相談、苦情相談、権利擁護相談 (☎ 552·2121 福祉センター)、教育相談 (直通☎ 551·7700)

~午後 4 時

1 階相談室

市内の小規模事業者

※予約開始日が土・日・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

**【「安全安心まちづくり市民ひろば」次回の開催は】**犯罪のない、安全で安心なまちづくりを推進するため、話し合いやパトロールをしています。市内在住・在勤の 方ならどなたでも参加できます。【日時】10月25日休午後7時~9時【場所】さくら会館2階第4集会室【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係☎551・1691